

平成28年度第3回南関町農業委員会会議録

平成28年5月10日(火)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 議事録署名人の指名
 - 5番 原 靖 君
 - 6番 山本精武君
4. 議 事
 - 第5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第7号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第8号議案 農作業等標準労働賃金について
5. その他
6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

副会長 竹島久利君	1番 松本泰典君
2番 荒木勝治君	3番 釘崎眞貴子君
4番 矢野房幸君	5番 原 靖君
6番 山本精武君	7番 荒木茂君
8番 田崎芳憲君	9番 北原照代君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

会長 松村公正君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本藤雄君

書 記 上 田 賢 君

平成28年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。礼。では、時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第3回の農業委員会総会を開きます。

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございます。

本日、杢村会長が体調不良ため、出席できません。

南関町農業委員会会議規則第16条により、議事の進行につきましては、竹島副会長をお願いいたします。

本日は1名欠席ですが、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を2番、荒木委員さん、よろしくをお願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

本来ならば、ここで会長挨拶をいただくところでございますけれども、不在でございますので割愛いたします。

それでは、以後の議事の進行は竹島副会長をお願いいたします。

町農業委員会会議規則第8条第2項では、「発言しようとする時は議長の許可を受けなければならない」となっています。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、副会長、お願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名人の指名

○副会長（竹島 久利君） 本来なら、杢村会長が議長を務めるところでございますが、入院をされました関係で、事務局のほうから伝達ありましたように、代理を務めさせていただきます。杢村会長の1日も早い回復をお願いして、挨拶は抜きにして審議に入りたいと思います。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。今回は議事録署名委員として、5番、原委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入りたいと思います。

第5号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明を申し上げます。

第5号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付日、平成28年4月22日、申請番号19号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなっております、売買による所有権の移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。

第5号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請の1件でございます。ただいまの説明に関連して、現地調査に出向かれた委員より補足説明をお願いいたします。

4番、矢野委員、お願いします。

○4番（矢野 房幸君） 審議いたしまして、5月6日に、事務局並びに島崎推進委員と私と3名で、現地確認に行きました。場所は、〇〇〇に行く途中の橋を渡ってから、100mぐらいの右側でございます。

田んぼの下りる側が、右側が栗園になっていまして、上下が田んぼです。用悪水はですね、左側に、U字溝がありまして、何ら問題はありませんでした。承認お願いします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（ありませんの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決いたしたいと思います。

第5号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第6号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を審議いたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説

明いたします。

1番から4番は同一の申請となっており、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年4月8日、申請番号17号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、店舗及び駐車場となっており、これについては始末書の添付がなされております。

次に、5番ですが、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年4月20日、申請番号18号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、店舗及び駐車場となっております。

次に、6番ですが、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年4月22日、申請番号20号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、道路用地となっております。この道路は、昨年、農地転用の許可申請がなされた太陽光発電設備用地への侵入道路となります。

次に、7番から12番ですが、権利の種類は所有権移転。受付日は平成28年4月25日、申請番号23号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、工場、事務所、店舗用地です。

次に、13番ですが、権利の種類は所有権の移転。受付日は平成28年4月25日、申請番号22号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用目的は、資材置場、駐車場となっております。

次に、14番ですが、権利の種類は賃借権設定。受付日は平成28年4月25日、申請番号21号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は公民館用地で、この申請に関しては、始末書が添付されております。

以上、説明を終わります。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第6号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向かれた委員より、補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員、5番、原委員、4番、矢野委員、順次お願いします。

○1番（松本 泰典君） はい、1番の松本です。

1番から4番までの件ですけど、昨日、午前中のうちに、地元の西田推進委員さんと事務局の上田さんと私の3人で、現地確認に行っていました。

現地はですね、現在、建物が建っている所があります。これも本当は田なんです。それと、現地はもう田んぼに復元できるような土地ではありません。

一つ問題があったものは、ここに道路が通って、上にソーラーのあれができています。この道路の件は、推進委員の西田さんが確認されて、了解で契約書を取り交

わしているみたことだったので、問題ないと思いますけど、ご審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（竹島 久利君） 5番、原委員、お願いします。

○5番（原 靖君） 5番、関東の原です。

左側の番号の5番のところですが、5月2日9時に、中河原担当推進委員さんと、
事務局の上田さん、私の3名で、現地確認にまいりました。ここは〇〇〇の入り口
です。現状が、もう何年も耕作されておりませんし、もう畑等の耕作もされていま
せんので、何ら問題ないかと思えます。

その下の6番のところですが、これは今、事務局の上田さんのほうから説明があ
りましたように、ソーラー施設ができるところの道路用地ということで、現状は栗
が植わっております。ちゃん行った時にも分かるように、線、紐を引っ張ってあ
りまして、現場を確認しましたが、今現状からいって問題ないかなというふうに思
います。

次のページの7、8、9、10、11、12番、これは〇〇〇の横の土地です。
これを合計しますと、7,241㎡になります。〇〇〇さんが工場、店舗をつくら
れるということで聞きました。隣接の同意もされているということでしたので、今
回初めて現地を見まして、これだけ大きいのを見ましたが、現状を確認しました結
果、何も問題はないと思えます。

もう一つ、14番は、関東の〇〇〇の公民館が、もう現状、建っているんです。
区長さんの始末書も付いておりましたし、すべて完成しておりますので、問題だっ
たんでしょうけども、始末書も出てちゃんと転用しているような現状でした。

以上です。

○議長（竹島 久利君） 4番、矢野委員、お願いします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。22番、5月6日に、事務局、島崎推進委
員と、私で現地確認に行きました。場所は、〇〇〇交差点より、〇〇〇の方向に行
った100mあるかぐらいの左側でした。

板金業の材料として事業用地にということで、ちょっと見ましたけど、何ら問題
はありませんでした。ご審議よろしくお願いします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○1番（松本 泰典君） よかですか。

○議長（竹島 久利君） はい。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。先ほど話があった、公民館用地は個人の名
義の用地になっているんですか。

- 事務局（上田 賢君） 名義はですね、個人の方のお名前のところに、公民館の用地を建てられて、そこに対して賃借権を設定をするという形になります。
- 1番（松本 泰典君） なら、固定資産税の免除をどうのこうのは、発生してくるわけでしょう。
- 事務局（上田 賢君） 固定資産の免除については、私が昔いたのであれですけども、基本的に無償貸借の場合だけ、減免をするような形になります。
- 1番（松本 泰典君） これは、無償貸借ですか。
- 事務局（上田 賢君） いえ、賃貸借なので、幾らかのお金が発生しておりますので、減免の対象にはならないという形になります。
- 1番（松本 泰典君） 分かりました。
- 9番（北原 照代君） すいません、それに関連して、この〇〇〇さんは区長ですか。
- 事務局（上田 賢君） 〇〇〇さん、元々の区長さんの名前で借受をされるという形になります。
- 9番（北原 照代君） 自治会の名前じゃなくてね。
- 事務局（上田 賢君） ではなくて、個人さんのお名前という形になります。
- 6番（山本 精武君） 1番から4番のほうの〇〇〇さんというのは、ここの土地は昔、〇〇〇さんが焼肉屋しおった所ですね。その人の家の者が買われるんですか。〇〇〇さんて、同じ名前で。
- 1番（松本 泰典君） 親子です。
- 6番（山本 精武君） 親子の人が、今度、買われるんですね。いや、この・・が前一緒になってけんなどと思ってからね。同じ〇〇〇さんになったもので、ちょっと聞いて見ました。はい、以上です。
- 9番（北原 照代君） すいません、いいでしょうか。この1番から4番、店舗って何のお店ですか。
- 1番（松本 泰典君） よく分からないですけど、以前やりおった焼肉やられて、何かビアガーデンみたいなものをされるという話です。
- 9番（北原 照代君） 今まで建っている所の。
- 1番（松本 泰典君） を建物使って。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 事業計画は焼肉ですね。
- 9番（北原 照代君） 5番は何ですか。店舗。
- 事務局（上田 賢君） 5番は、申請者の方が不動産をされていて、今の事務所が借家という形でした。そちらのほうは雨漏り等がひどいので、以前から別の所を考えられていて、今回、自分で土地を購入されて、そちらの事務所を移転されるという形になります。

○9番（北原 照代君） 元々できるようになっているんですか、この〇〇〇さんの事務所は。今までの事務所はどこに。

○事務局（上田 賢君） 〇〇〇の所に開いています。

○6番（山本 精武君） 〇〇〇の公民館の横。

○9番（北原 照代君） 移転ということですね。はい、分かりました。

○議長（竹島 久利君） ほかにありませんか。

（ありませんの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第6号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定をいたします。

続きまして、第7号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明申し上げます。

第7号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から3番までは、貸人はそれぞれ別ですけれども、借人は同じになります。利用権等の種類は、使用貸借権で、貸人、借人、土地の所在地等については記載のとおりで、合計面積は3,478㎡になります。期間は5年間です。

次に、4番から7番までが、農地中間管理機構の特例事業による所有権の移転になりまして、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。

次に、8番ですが、利用権等の種類は賃借権の設定、貸人、借人、土地の所在地等については記載のとおりで、農地中間管理事業による借受で、期間は10年間です。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。何か、ご意見、ご質問はございませんか。何かありませんか。

○5番（原 靖君） ちょっと分からないところが、1番の使用貸借権設定と8番の賃借権設定と、何か違いが。

○事務局（上田 賢君） 使用貸借権というのは、もうざっくりと無償で貸し借りを行うという形になります。賃貸借権のほうは何らかの対価をお支払いされるという貸し借りになります。

○5番（原 靖君） 分かりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かご質問ありませんか。

（ありませんの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第7号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第7号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第8号議案、「平成28年度南関町農作業等標準労働賃金について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明を申し上げます。

南関町農作業等標準労働賃金ということで、農作業についての労働賃金については、特に規定はないんですけれども、大体の指標となる金額を3年に1回、総会の中で決定をさせていただいております。今回は、平成28年度4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。金額については、ほぼ前回と一緒なんですけど、一番上のところにあります一般農作業ですね、ここについてを昨年の10月17日に熊本県の最低賃金が時給694円に変更されましたので、その8時間分を掛けるところで、1の位のところを四捨五入であげておりまして、5,560円に変更しております。あとは資料のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（竹島 久利君） 何か、質問はございませんか。

（ありませんの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第8号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第8号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

5. その他

○議長（竹島 久利君） それでは、その他の報告でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より、説明申し上げます。

本日、お配りしました縦のA3紙の大きいものがあるかと思っておりますけれども、こちらが今年度の農業委員会の年間事業の計画表になります。一番左側が、農業委員会の皆さんに活動してもらいたい主なものになります。左から2番目が事務局のほうが出る、会議、研修等。3番目が農地法関連の事業ということで、県への送達やほか

の事業が入っております。一番右が農業者年金関係で、農業者年金関係のことが書いてあります。

資料をご覧いただければ、全部ご説明すると長くなりますので、全部はご説明申し上げませんが、まず一つが農地法関連事業の7月のところに、耕作放棄地のパトロールと利用状況調査というものが入っているかと思えます。こちらのほうがですね、昨年までは秋の大体、11月頃に行っておったんですけれども、今年度、農地法の改正が施行されましたので、その関連で、利用状況調査というのを8月までに県に報告する必要があります。こういったことを確認するかというのは、また今後の農業委員会の総会で詳しくはご説明をいたしますが、基本は農地の遊休農地やら、耕作放棄地の状況を確認していただくような形になります。

また、農業委員会関連の10月のところで、非農地の現地調査ということで、農地のうち、現状は農地に復旧できないような所を非農地化するという形で制度があります。そちらのほうも指導がっておりますので、そちらのほうの現地調査等をここに入れております。

先日、起きました震災の関係で、農業者年金の現況届というのを毎年6月中に町に提出していただいて、そのあと7月中に農業者基金のほうに送達するというふうになっておったんですけれども、今年度は年金の現況届の提出が7月中に町に、それから基金のほうへの送達が8月中に変更になっておりますので、このへんが特別変更になっている部分です。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） 事務局からの説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。何かありませんか。

○1番（松本 泰典君） この非農地化の調査は、今年はどこがずっとですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） 久重ですね。どこか、ご要望があれば行きます。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かありませんか。

それでは、お諮りいたします。本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思いますが異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には、慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

6. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） では、皆さん、ご起立をお願いいたします。

これもちまして、第3回の農業委員会総会を閉会します。大変お世話になりました。

-----○-----

閉会 午後1時58分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人